

## 社会福祉法人慈愛会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈愛会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事及び全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、理事長及び理事が使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。なお、同日にあわせて法人及び施設の指導監査への立会、または法人及び施設の運営のための業務を行った場合は第6条の勤務報酬等を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### (理事長等の勤務報酬等)

第6条 理事長及び理事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会、または法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事長及び理事が使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(監事の報酬等)

第7条 監事が監査業務または法人及び施設の指導監査への立会にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務または法人及び施設の指導監査への立合を行った場合は第1項の報酬を支払わないものとする。

(費用)

第8条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第10条 法人及び施設のための業務を行なった役員等は、法人職務証跡資料として別紙1の業務報告書の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬は、支給の事由があるときに支給又は支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。(平成29年6月15日制定)

この規程は平成30年4月1日から施行する。(平30年3月27日制定)

別表1(報酬日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	1,000円
評議員会出席報酬	
監事監査報酬	
指導監査立会報酬	
法人及び施設のための業務	

※上記報酬に源泉所得税を加算した額を支給するものとする。

別紙1(業務報告書)

業務報告書

社会福祉法人慈愛会 理事長 殿

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_  
役職名 氏名

法人及び施設のための業務の詳細